

増補改訂版

前夜

日本国憲法と
自民党改憲案を
読み解く

梓澤和幸・岩上安身・澤藤統一郎
現代書館

◇戦争法、が施行され、
改憲で日本が大きく変わる様子を
「新書1冊分」追加して詳解。

自民党の
トングデモ改憲案は
許さない

自由も、人権も、奪われる！
無制限の権力を手にして、
原発を抱えたまま、亡国の戦争へ向かう。
危険な緊急事態宣言条項の
導入を画策する

おそろく 日本で2番目！
帯の裏は
プラカード

自民党改正草案

(地方自治特別法)

第九十七条 特定の地方自治体の組織、運営若しくは権能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ義務を課し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において有効投票の過半数の同意を得なければ、制定することができない。

現行憲法

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

「民の人口の過半数でなければならぬに、有効投票の過半数で可決という点で、きちつと見ておかな

岩上 ちよつとよくわかんないので、確認なんですけど、現行憲法に「住民の投票においてその過半数」とあるんですが、「住民の過半数」とは特に書いてないように読めるんですよ。自民党案の「有効投票の過半数」というのも同じことを言っているかのように、ついつい読んじやうんですけれども、違うんでしょうか？

梓澤 いかがですか？

澤藤 常識的には同じなんでしょうね。住民全体の過半数なのか、あるいは有権者の過半数なのかは、普通明確に書かなければならないと思います。

現行憲法も、投票者の過半数を取れば、同意があったというふうに見ることに、解釈上はなるんだろうと思います。だけれど、自民党案は明確に「有効投票の」ということを入れて、義務を課し、権利を制限する法律、特別法をつくりやすくしています。きちんとそういうふうな定めて、疑義のないようにした。権利の制限がしやすくなる方向で、解釈を確定したということになるうかと思えます。

自民党改憲草案 第九章 緊急事態

自民党改憲で、「戒厳」ふたたび

岩上 自民党案で、わざわざ章として新設された、第九章「緊急事態」です。新設なんです。つまり、こここそが、自民党の改憲案の本当の狙いといっても過言ではありません。

そして、「緊急事態の宣言」として、第九八条「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる」とあります。

ここには、かつてのオウム真理教の事件や社会秩序の混乱、あるいは三・一一の東日本大震災や大規模な自然災害——原発の事故も含むでしょう——などの過去の教訓が、総

動員されているような感じがします。

続いて第二項に「緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない」とあって、第三項「内閣総理大臣は、前項の場合において承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない」と続きます。

一〇〇日で解除するかと思いきや、一〇〇日を超えるごとに国会の承認を得さえすれば、これは続くんですね。

そして第四項には、「第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合にお

自民党改正草案

(緊急事態の宣言)

- 第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
- 2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えることに、事前に国会の承認を得なければならない。
- 4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

現行憲法

(新設)

いて、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする」とあります。

次に「緊急事態の宣言の効果」として、九十九条が続きます。たいへん長くなりましたけれども、このように九八条、九十九条で、緊急事態の宣言が提案されているわけですね。いかがでしょう？

澤藤 もちろん、これには絶対反対です。

り、平常時には、とても立派な権利保障があるけれども、いざ戦争が起こったとき、あるいは、大災害が起こったとき、そういう有事の場合はまったく別だということを言外に含んでいた。

しかし、日本国憲法はそうではない。なぜなら日本国憲法には、そういう意味での有事——つまり、人権を停止したり、民主主義をサスペンドしたりするような事態——の想定がないんだというふうに、私は確信をしたわけですね。

自民党改正草案

(緊急事態の宣言の効果)

- 第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
- 2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。
- 4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

現行憲法

(新設)

自民党案の九八条、九十九条というのは、その素晴らしさを打ち消す改正案なんですね。これは、大日本帝国憲法と比べてみればわかるわけですけれども、大日本帝国憲法の第二章は、「臣民権利義務」になってます。臣民扱いですけども、権利は一応保障されていた。

大日本帝国憲法一八条から三二条まで、ほとんどは権利が書いてある。ただし、三二条に、「本章二掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナ

学生時代に、日本国憲法というものを学んで、素晴らしいものだという確信を得たときのことを思い出します。それまでのどの憲法も——書いてあるかないかは別にして——、実は二元論を取っていたのですが、日本国憲法だけは違うというのです。

二元論というのは、憲法の民主主義や人権の保障は平常時に限られたことで、有事の場合は別だということです。つま

シ」とあるんです。

つまり、いろいろと権利は書いてあるけれども、戦時とか国家事変になれば話は別だということが、明文で書き込んである。その明文のこの規定をどういうふうにも実施するのかわからないと、二つあるわけですが、一つは戒厳令です。第一四条に「天皇ハ戒厳ヲ宣告ス」「戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とあります。

つまり、ある地域、ある時期、これはぜんぶ権力が、具体的に軍隊が掌握をすることができるという規定がある。もちろん天皇が戒厳を宣告することになる。

もう一つ。それが第八条の「緊急勅令」と言われるものです。ね。「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス」とあります。

自民党案の「緊急事態の宣言の効果」というのは、この「緊急勅令」と同じ発想です。もう少し言えば、さっきのように、戦時の場合、緊急時の場合、国家事変の場合は、「天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ」つまり、民主主義や人権は平時の限りだよという思想を含んだ憲法を、改めてつくるうということになるんだと思うんです。

ついでに言いますと、私たちは「戒厳令」と呼ぶことが多いのですが、旧憲法上の用語では「戒厳」ですね。「戒厳令」

というのは法律の名称です。

岩上 戒厳令というのは耳に馴染みがあります。ところが、「戒厳」というのは余り馴染みがありません。

澤藤 戒厳令という太政官布告という形式の法律があるんですね。つまり、先ほどの明治憲法第一四条に「戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とありましたが、この法律に当たるのが太政官布告としての「戒厳令」です。一八八二年につくられました。

これに基づいて布告されるのが、「戒厳」になるわけですね。私たちが歴史で習う戒厳の実例は三つです。明治に一回。大正に一回。昭和に一回あったわけですね。

明治は、いわゆる日比谷焼打事件^{※1}。日露戦争の後に、講和の仕方が軟弱だと言って暴動が起こった。そのときに戒厳が敷かれています。

大正は、これはお馴染みになりました関東大震災^{※2}の後に、朝鮮人に対する大虐殺と民衆の暴動があって、この騒乱状態を鎮静するために戒厳が宣せられた。

昭和は、二・二六事件^{※3}ですね。軍隊のクーデターを鎮圧するために戒厳が敷かれた。

この三つあるんですが、実は三つとも、戒厳令に基づいているんじゃないんですね。

岩上 違うんですか？

関東大震災での虐殺にも関与した日本軍

梓澤 明治憲法下になくて、現在あるものと言ったら、原発災害ですね。その原発災害があったが故に、原発再稼働反対というあれだけの一九六〇年安保以来の大行動が、いまま首相官邸前や国会周辺で続いている。

それに対して、これはものすごい威力を発揮すると思いますね。すなわち、原発災害が起こったときに、その地域に入ったり、その地域に入って写真を撮ったり、その写真展を開催することもできなくなる。

岩上 もしかししたら、市民が線量を測り、ネットやSNSで

澤藤 違うんです。これは実は、「緊急勅令」で、大日本帝国憲法の八条でやられているんですよ。以前、治安維持法が話題になりましたが（六七頁参照）、これも最初は法律ですけども、この改悪は、やっぱり「緊急勅令」でやられている。

こういうこともあったので、「緊急勅令」の弊害はなほだしというところで、たとえ内閣が出すものであっても、こういうものはやめようということで、戦後の法制はできたはずなんです。だけど自民党は、これをもう一度復活しようとしている。

つまり、事変、戦争、大災害などにどう対応するかということ、こんな形で決めたら、本当に何をされるかわからない。まさに民主主義と人権の停止を、憲法が容認をするということになる。

いまでも災害対策の基本法があったり、問題はあるにせよ、武力事態の国民保護法などの法律で対応している。憲法でこんなものをつくる必要はありません。

まさに災害便乗型の改憲提案というふうには言わざるを得ません。

岩上 ショック・ドクトリン（大惨事につけ込んで実施される過激な市場原理主義改革）の改憲版ということですね。

※1 日比谷焼打事件

1905（明治38）年9月5日、頭山満・河野広中らが主催した日比谷公園のボーツマス講和条約反対国民大会に集まった民衆が、警察署・国民新聞社・内相官邸などを焼き打ちした暴動事件。翌日戒厳令が敷かれた。（kotobankより）

※2 関東大震災

1923（大正12）年9月1日午前11時58分に、相模（さがみ）湾を震源として発生した大地震により、関東一円に被害を及ぼした災害。マグニチュード7.9、最大震度6。家屋倒壊に火災を伴い、全壊約13万戸、全焼約45万余戸、死者・行方不明者約14万名。震災直後の混乱の中で、亀戸事件・甘粕事件が起き、また、多数の朝鮮人が官憲・自警団によって虐殺された。（kotobankより）

※3 2・26事件

1936（昭和11）年2月26日早朝に起きた陸軍皇道派青年将校によるクーデター未遂。歩兵第一、第三連隊、近衛歩兵第三連隊など1400人余りの部隊が首相官邸や警視庁などを襲撃、高橋是清蔵相、渡辺錠太郎陸軍教育總監らを殺害。政府中枢部を占拠した青年将校は陸軍幹部に国家改造の断行などを迫ったが、昭和天皇は重臣の殺害に激怒。反乱部隊に撤収が命じられ、下士官や兵士らは出頭帰順。29日には青年将校らも逮捕された。軍部は事件の威圧効果を利用して政治的発言力を強め、戦争体制へ突き進んだ。（kotobankより）

発信することも駄目になるかもしれませんね。

梓澤 そうですね。そして、そのような状況で軍が権力を握ったときに、どれほど恐ろしいことになるかというのを、日弁連で調査をしたことがあります。関東大震災、朝鮮人、中国人虐殺事件の調査チームというのが、日弁連の理事会で決まって、その調査チームで報告書をつくり、そして日弁連が国に対して、朝鮮人虐殺、中国人虐殺の責任を認めて謝れ、といった報告書を出したんですね。

岩上 いつ頃の話ですか？

梓澤 二〇〇三年八月二五日ですね。これは理事会を通った日弁連総意の報告書です。これは本当に知られていないんですけれども、民衆虐殺だけが言われているけれども、実は軍がものすごい虐殺をやっているんですよ。

それを日弁連の事件委員会は、軍の資料に基づいて事実認定をしたんです。九月一日に震災が起こり、九月二日に戒厳が宣告されて、一番大きなひどい虐殺は、九月三日に行なわれているんです。東京府大島町三丁目付近で、三名の兵士が朝鮮人を銃の台尻で殴打したことがきっかけで、群衆、警察官と闘争が起こり、軍により朝鮮人二〇〇名が殺害された。

これをはじめとして、朝鮮人、中国人を数えろと、軍が直接、銃器を用いて、あるいは刀を用いて殺した事例が、二百数十名から七五〇名程度に及んでいるということが、この報

に對する警戒感というのが非常に大きかった。

こういう状況の中で、一九二三年九月一日午前一時五八分、東京、神奈川、千葉、埼玉、静岡、山梨、茨城の一府六県に関東大震災が起こりました。火災も発生して、死者九万九三三一人、行方不明者四万三六七六人、家屋全壊一二万八二六六戸という大災害になりました。

当然、社会的不安は大きくなったと思われますが、支配層の中に、朝鮮人労働者や社会主義者たちへの過大な恐怖感が走ったことはあり得ることです。その動機や心理は、いまとなつては確定すべくありませんが、軍隊が朝鮮人や中国人を、銃や刀という軍事兵器で殺害している事実が、権力自身の手になる当時の公式記録に残っていることは強調されなければなりません。日弁連の報告書では、この虐殺数を二百数十名から七五〇名程度と見ているのです。

次に一般に見落とされがちな大切な事実、公権力が限られた連絡ルートを通じて、朝鮮人についてまったく誤った、暴力的イメージを流し、戒厳令が敷かれているのに、民間の自警団が組織され、誤った公的煽動のもとに多数の朝鮮人虐殺が行なわれたということです。これも日弁連の報告書が事実認定しています。詳しく言うと、次のようなことです。

震災発生二日後の九月三日、八時一五分、八時三〇分、午後〇時一〇分に発信された内務省警保局長宛の各地方長官宛

告書の中に書いてあります。

岩上 これは警備にあたったりしているときに、兵士がその場の判断で、例えば、感情的になったり、興奮したということと起こった事故のようなものなのか。それとも、命令に基づき、意思、意図を持って組織的に殺害したのか。ここは非常に重要なところだと思うんですけど、どうなのでしょう？

梓澤 実は本当ならば、殺害が起これば軍法会議が行なわれて、裁判の形で記録が残るべきところなんです。一切裁判が開かれていないんですね。民衆が行なつた虐殺事件については、刑事裁判の判決が読めるんですけど、軍については一切そういうものがない。

「関東戒厳司令部詳報」などという報告によれば、いわゆる正当防衛が成立したかの如き記載がわずかにあつて、詳細な報告は行なわれていないんですね。日弁連の報告書の事実認定では、極めて言い訳的に正当防衛的なことが書いてあるだけであつて、これは軍の意図のもとに行なわれた虐殺である

とまとめてあります。

あの頃、朝鮮で三・一萬歳事件^{※2}という一〇〇万人規模の抵抗闘争が起こったんですね。日本の国内でも朝鮮人労働者が日本に入ってきていたのですが、朝鮮人の行なうデモは戦闘的で、極めて権力を恐れないんです。その当時のいわゆる全協とか全農とかつていう闘争団体と同様に、朝鮮人のデモ隊や朝鮮総督府警務局長宛の公式電文には次のことが記載されています。すなわち「東京附近の震災を利用し、朝鮮人は、各地に放火し、不逞の目的を遂行せんとし、現に東京市内に於て爆弾を所持し、石油を注ぎて放火をせんとするものあり。既に東京府下には一部戒厳令を施行したるが故に、各地に於て充分周密なる視察を加へ、鮮人の行動に対しては厳格なる取締を加へられたし」と。

この情報は内務省から各県の下部組織に伝達され、町村当局から在郷軍人会、消防青年団に伝わり、民衆に朝鮮人への恐怖感を煽り立てたのです。

一九六〇年には、自衛隊、警察による関東大震災時の研究が行なわれ、その報告書によると、自警団の数は一五八四団体、大きいものは七五〇名にも及び、木刀、こん棒、竹槍、銃、とび口、くわ、かま、

のこぎり等の凶器を携帯していたこと、朝鮮人に迫害を加え、略奪や殺傷事件を引き起こしたことも記載されています（日弁連報告書は、陸上幕僚総監部第三部「関東大震災から得た教訓」、警視庁警備部・陸上自衛隊東

※1 「関東大震災人権救済申立事件調査報告書」の全文は、以下で読める。

<http://www.azusawa.jp/shiryu/kantou-200309.html>

※2 三一独立運動

1919年3月1日を期して始まり、1年以上にわたって、日本の植民地支配に反対して展開された朝鮮独立運動。独立万歳を叫んでデモ行進したので万歳（まんせい）事件とも呼ばれた。運動は都市から農村に拡大したが、軍隊を投入した日本により弾圧された。（kotobankより）

武方面總監部編「大震災研究資料」を引用。

こうした資料や、朝鮮人を殺害した疑いで起訴された被告人らへの複数の判決を詳細に検討し、次の認定・判断をしたのです。「内務省警保局と県の地方課長の打合せの下に、朝鮮人による不逞行為の発生、これに対する取締りの要求が郡長村に伝達され自警団の組織につながり、朝鮮人虐殺の動機が形成された」（日弁連報告書、二〇頁）。

各資料から総合すると、軍と自警団による虐殺は、数千人規模になると考えられ、日弁連は二〇〇三年七月、日本政府に対し、謝罪と再調査の勧告をしました。しかし、現在まで政府は何の反応も、反省もしていません。

自民党案九八条と九九条は、戦争、内乱、自然災害の場合に内閣総理大臣が緊急事態宣言を出すことができること、国、その他の機関の指示に従う国民の義務を謳っています。

この公の機関には国防軍も含まれます。軍自身や国の煽動による朝鮮人、中国人虐殺を反省もせず、再調査もしない国や軍のもので、この新たな戒厳令のもとで何をやるのか。まことに恐るべきものだと思います。

つまり関東大震災では、戒厳で権力を握った軍隊が、直接虐殺行為を行なっている。これが、歴史の研究者の発掘によって、軍隊自身の記録の中にあるんですね。

岩上 そのような資料があるんですね。

非常にひどい違法行為です。従軍慰安婦であっても、あの時代に公娼制度があったとはいっても、それを超えて、騙して人を連れていったというのは、違法に決まってるわけです。当時においても、そんなことが、軍が実際に関与して、まかり通っていたということ、何かとてもパラレルな気がします。

しかもそういう過去の事実を直視しないで、今日の改憲勢力というものが、また繰り返しができるようにしようと主張しているところも、本当にパラレルな感じがするんですけど、いかがでしょうか。

澤藤 いまの梓澤くんの話ですが、やっぱりすごく説得力があるんですね。これに対して、おそらく自民党側は、「ここに書いてあるのは緊急事態であって、戒厳令と全然違いますよ」と答えるんでしょうね。私たちは戒厳令なんてひと言も言っていない。

岩上 緊急事態だと。

澤藤 だけど、これは嘘なんです。国防軍を設置するということと、この緊急事態というのが、これは絶対に結びつく。先ほど私が申し上げたように、戦前現実に宣せられた戒厳令は、実は戒厳令に基づく戒厳ではなくて、緊急勅令に基づいて、いわば戒厳令を準用したんです。戒厳の要件は、実はなかったんですよ。

戒厳って、そもそも本来は、軍事的に敵に囲まれるとか、

梓澤 我々は、防衛庁の資料室まで行って、調べて、それで当時の軍隊の記録に当たって、事実認定を行なったわけです。今後、原発の事故、あるいはひどい災害が起こったときに、全体の混乱を統制する権能を今度の国防軍に与えるとしても、そこにはなんにもチェック機能がないわけです。関東大震災では、朝鮮人虐殺の他に、川合義虎^{よしかいぎと}など、社会主義者の虐殺もあったわけですね。

そういうことにならないとは、誰も保証できないわけですね。なぜかという、この大震災の虐殺についても、現在までいっさい国は謝罪を行なってません。

岩上 今日においても？

梓澤 ええ。国としての調査活動もやっていないわけですよ。私は、こういうことも調べた上で、この憲法の緊急事態の条文がつけられているというふうに思います。

そういう経過について、詳しく書いた本がありまして、有事立法が出たときに出版された、山口大学の教授の額^{ぬか}厚^{あつ}という人が書いた『有事法制とは何か』（インパクト出版会、二〇〇二年）という本の第一章に、戒厳令についての詳しい分析が載っています。

岩上 自分たちが手を下しておきながら、その責任をほかむりと。軍が関与しておきながら、ほかむり。

しかも、そのときに、殺人や残虐な行為が行なわれたという

それから軍事的に非常に重要なところをどうしても治安を守らなければいけないという必要に迫られたときに、区域と時間を決めて、そこで戒厳を敷くわけです。その要件に当てはまらないだけでも、必要があるから緊急勅令でやるんです。つまり、必要があれば、「緊急事態」の発動ができるわけですよ。

そこに、国防軍が入って行って、治安のために必要だからと言え、同じことが起きる。戒厳令に基づくなくても戒厳ができた。同じことが今回繰り返される恐れは十分にある。これは勅令でなくても、つまり天皇が言わなくても、内閣が言えば同じことなんだということを、指摘しておきたいと思います。

緊急事態発令で、人権も制限される

梓澤 九九条三項に、こう書いてありますね。「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる」とあって、「発せられる国その他公の機関の指示に従

※1 川合義虎

1902～1923。大正時代の労働運動家。1922年共産党に入党し、渡辺政之輔らと南葛労働協会を結成。1923年日本共産青年同盟初代委員長となるが、関東大震災に際し検束され、同年9月4日亀戸警察署で殺害された。長野県出身。本名は川江善虎。（kotobankより）

わなければならぬ」とあります。

この「公の機関」の中に、一つは国防軍が入ります。二つ目、国民保護法に定められている「指定公共機関」というものがあります。この指定公共機関には、何を含まかという、解釈をずっと調べていくと、なんと東京電力が入ります。東京電力、つまり電気会社というのが書いてある。それから通信会社、ガス会社、水道なども書いてある。いわゆる公共の秩序を守るために、国民はこういうところの指示に従わねばならず、指定公共機関は、協力しなければならぬというのを、いま謳っているんですね。これ、指定公共機関と国民の関係というのは書いてないんですよ。

これだと、指定公共機関の指示に従わなければいけないとなりますから。

岩上 国民の上位にくるということですね。

梓澤 そうです。序列としては、軍があつて、東京電力があつて、その下に国民がいるということになります。何これ？ っていう感じですよ。

岩上 確認するまでもないことですが、その指定公共機関の中には、東電があるということは、そこには関西電力であろうが、あるいは北海道電力であろうが、そういう電力会社がみんな入るわけですね。関西だったら関電ということになるわけですね。

全体で繰り返し出てくるように、「公益及び公共の秩序」に反する人権は、行使を許されないとされているわけですから、その価値観でいくと、いくら最大限尊重といっても、でも軍があるからねとなる。

岩上 その国防軍も防衛のための軍ではありませんから、実際には、敵基地攻撃論に基づいて、装備あるいは編成を考えた直そうということになると、巡航ミサイルを含めて、外征軍として、本格的に、今日の現代戦に通用するような装備を整えていく。しかも、それを緊急に整えていくということになるんだろうと思うんです。

そして、国内では、この緊急事態宣言を発令して、自分たちにとって邪魔な、統治に不都合な人々たちを拘束したり、黙らせたり、ときには殺害することも可能になるということですね。

自民党改憲で、 近隣諸国との関係はどうなるか

梓澤 これは、こういうことなんですね。自民党案九条の二の三項「国防軍」のところに、もう一回戻ります。

岩上 「国防軍」ですね。

梓澤 「国防軍は、第一項に規定する任務」、すなわちこれは対外活動のほかですね。「法律の定めるところにより、国際

しかし、この三項のところは、まさにあとに続いて、「その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」と、四項があるわけです。

澤藤 それは基本的人権を制約するぞ、という大前提があるから、わざわざそう書かなきゃならないわけですね。

岩上 これは、希望が持てないんですか？

澤藤 希望って……、人権を制約しますよっていうことです。

岩上 制約しますよと。

澤藤 そういう、「人権侵害宣言」です。

岩上 制約するからこそ一応尊重するよ、ということですか。

澤藤 その通り。

岩上 「最大限に尊重」と書いてあっても駄目ですか？

梓澤 こういうことですね。現行憲法一三条（三七頁参照）に、「最大限尊重」ということが出てきますが、これは、基本的人権の制約にあたつては最小でなければならぬという原則として読み替えられているんですね。

ところが、自民党案の九条によりますと、まず一番上に最高の価値として、国防軍がくるわけです。つまり軍事国家です。そして、緊急事態宣言に従わなければいけないという大原則があるわけですから、それとの関係で利益衡量（裁判ないし法の解釈に、現実に対立している諸利益を探究し、比較衡量し、いづれを取るかを決すること）ですよ。

社会の平和と安全を確保するために」と続き、「公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」とあります。

一九六〇年の安保改定に際して、反対するデモ隊がものすごく大きくなって、治安行動として自衛隊を出動させるよう、ときの総理大臣であった岸信介は防衛庁長官に迫った。

そのときは赤城宗徳防衛長官は出動を拒みましたが、今度は大威張りで国防軍が出てきて、何の躊躇もなく、デモ隊を鎮圧することが想定されてるんですね。

ならば、いわんや、非常事態宣言が宣言された後は、もうガンガンに出てくるということになりますね。

そういうことをものすごく研究に研究をし尽くして、こういう戦前も研究し尽くして、こういう草案が出てきているということを考えると、何かちょっと背筋がゾクゾクと寒気が立ってきましたよ。

岩上 以前お話ししたかった、拷問のところのくだりを思い出しました（一五三頁参照）。

梓澤 小林多喜二のね。

岩上 はい。目に涙を浮かべながらお話ししたのですが、さらに青ざめると言いますか。

話が少し戻りますが、大量の中国・朝鮮人虐殺を軍がやった。日弁連として調査したということですが、それに関連し

てお尋ねしたいことがあります。軍による虐殺が事実として、それは何を目的としていたのか。

ずっと弾圧されてきた朝鮮人が自らの地位回復とか、独立を求めるとか、あるいはいろいろな不満を主張することがたびたびあったと思うんですけども、軍や官憲による弾圧は、文句を言うんだったら徹底的に弾圧してやるぞという意思の現れなわけですよ。そんなことが、今日もこれからありうるのかということ。これ、にわかに信じられない人がいると思うのですが、それが一点。

それからもう一点、これはどうしても引かかると、聞きたいんですけど、当時、関東大震災が起こるということを想定できていたとは思いませんけれども、でも不逞鮮人（日本政府に不満を抱く朝鮮人）に対して、けしからん奴は取り締まれという命令が出ていたのでしょうか。そうでないと急には動けない。ある程度、偶発的な部分があったのかもしれないけれども、でも軍はやる意思があったからやったんでしょう。

でも、虐殺をやったことによって、何の政治的效果が生まれたというのでしょうか。朝鮮でやってるわけではなくて、日本本土でやってるわけですが、そういう狙いがあり、そういう効力があつたのでしょうか？

朝鮮にいる人たちにこれが伝われば、より激しく反発する

も、また最下層を占めていたわけですけども、その人たちのいわば運動の戦闘性についてもすごかったんですよ。

それに対する先行する恐怖感というのがあつたんだと思うんですよ。なにしろ、九月二日に打った電報というのは内務省警保局長と言って、いまの警察庁長官にあたる人の電報ですからね。

澤藤 後藤文夫といって、朝鮮帰りで、朝鮮では総督府の取り締まりの責任者だった人です。だから、朝鮮のそういう状態をとてよく知っている人がたまたま帰国していて、そして警保局長になつていたという。そういうこともあつたんですよ。

彼の頭の中には潜在的に朝鮮の人民の抵抗の凄まじさ、これに対する恐怖感があつたんだと思うんですよ。それが引き金になつていたことは間違いない。これは、もう前々から、いろんな人が書いていますね。

岩上 その抵抗の凄まじさ、それに対する恐怖があつたからこそ、殺すほどの弾圧を加えようということなんですか？

梓澤 そういうことです。

岩上 それが、朝鮮半島の現地ではなくて、内地にいる、今日で言えば在日の人たちみたいな立場の人たちですけれども、そういう朝鮮半島から日本に来ている人たちを、殺してしまふとなつてしまつた。先ほども言いましたけれども、そ

のではないかと思うんです。それを聞いて萎縮するというところではないだろうと思うんですけど、この二点、お聞かせいただきたいんですけど。

梓澤 これは、日弁連の報告書では、そこまでは書いてないですけど、僕の個人的な、その時に思った見解なんですけれども、やっぱり三・一暴動の威力つてもすごかつたわけですね。

澤藤 一九一九年ですね。

梓澤 これは、朝鮮に対する植民地支配を揺るがしかねないほどの衝撃だったんです。女子高校生の抗議から始まつたんですけども、現在でも、朝鮮半島のどの家に行つても、三・一の事件のときには、おじいちゃんおばあちゃんがこういうふうに動いたというのが伝えられている。

ある人が書いたものには、自分のおじいちゃんが白い服を着て、もう帰つてこれないかもしれないからと言って、パツと家に帰つてきて、血相変えてすぐさま出て行つたというのが最後見た瞬間だというようなことが書いてあります。そういう朝鮮半島全体を包むような、植民地支配が危うくなるような事態だった。

それは弾圧をされましたけど、血の弾圧を受けましたけど、やり抜いた。日本に強制連行された人や、食えないために日本に流れ込んだ労働者、彼らは日本の労働運動の中で

の効果というのを考えたときには、より大きな反発を招くということ、なぜ考えないのでしょうか。

梓澤 それは、やっぱりさらなる暴力をもつて鎮圧しようという発想だったんでしょうね。なにしろ戒厳のもとです。戒厳のもとで、これは警視庁とか自衛隊の調査報告書にも出ているんですけども、一五八四という自警団ができて、検問がされたんですよ。

東京を中心として一五八四力所です。もう通る人ごとに、いわゆる朝鮮人が言いにくいような発音を言わせて、ちよつとなまると引つ立てていったというような検問所ができたんですよ。

岩上 かなりの数の人が連行されたんですね。

澤藤 実際、何人殺したのかというものの統計は不明です。

梓澤 一応七〇〇〇、八〇〇〇人ということを、日弁連の報告書に書いたんですけどね。

澤藤 その後に、非常に勇敢な、香港にいる朝鮮籍の方が日本にやつてきて、死にものぐるいで官憲の目をかいくぐつて各地で調査をするんです。その報告をもとにした被害者数が六〇〇〇余名。居住登録者数の推移をもとに、もっと多数の推定もあります。

ほとんどは自警団が殺した。これは、日本人がやったことで、慰安婦問題も恥ずべきことですから、私たちは日本

人として、他民族に対しておよそ九〇年前にこういうことをやったということは、記憶に留めておかねばならないと思っています。

梓澤 実は、この調査の過程で、やっぱり事実認定したんですけども、周恩来総理というたいへん有名な政治家がいました。周恩来氏は、実は日本にも留学しているんですね。その当時、中国人の留学生のリーダーであった王希天という人がいたんですが、関東大震災のとき、この人を、軍隊のある中尉が、日本刀で後ろから袈裟がけに斬り殺しているんですね。周恩来氏もたいへんな信頼を寄せ、生きていけば、周恩来の代わりに総理になったかもしれないというような大人物なんです。

これは本当に僕は涙なしには語れないんですけども、一九六三年に、私が中国に学生の訪中団として訪ねたときに、会食に周恩来氏がいらっちゃって、日本の学生たちに声をかけたんですね。六人で行ったんですが、にこやかに握手をしながら、日本の学生に「こんにちは」と日本語であいさつもしてくださいました。

そのとき、非常に大人物という感じがしたんですが、わずか二〇年か三〇年ぐらいい前に、自分の兄貴分がこの民族にやられたという記憶が、ものすごく染み込んでいたと思うんですよ。

異なる歴史認識で どのように近隣国と友好関係を築いていくか

岩上 歴史認識が異なる。そして、それが必ずしも合意には至らない。こういうことだけはたびたび言われるわけです。しかし、言い分の食い違うその歴史認識の中身とは何なのか。彼らが求めている歴史的事実や、こういうことを認めてくれという要求、その中身は何なのということが、実はこれだけ問題を言われていても、知らないことがすごく多いんですよ。報じられない上に語られない。

歴史家の中塚明さんという奈良女子大の名誉教授、それから慰安婦問題に取り組んでいる元弁護士の中塚悦郎さんも参加し、韓国の歴史学者の方も招いて、アジェンダ・プロジェクトというフォーラムが開催されました。

そのフォーラムの内容が、ブックレット（『今、「韓国併合」を問う——強制と暴力・植民地支配の原点』、「韓国併合」一〇〇年市民ネットワーク編）にまとめられてるんですけど、びっくりするのは、日韓併合に至るまでに、五回も条約が結ばれているんです。その五つの条約のプロセスを見ていくと、これは日本は合法だと言っているんですが、天皇のサインとハンコ（御名御璽）はあるけれども、大韓帝国の皇帝のハンコがない。

中国の人たちは、そういう被害を乗り越えて、日本とのあいだに友好関係を築こうとしている。「アジアに平和を築くためには、日本と中国、日本と朝鮮が、自分たちの苦しみを乗り越えてでも、和解をしなければならぬ」というふうに言っていて、友情の手を差し伸べてきたわけです。だから、いま我々はそれに対して、我々の先祖がやったことはきちっと謝って、そして補償すべきものはして、それで和解をするということ、初めて僕はアジアの平和というのは、獲得できると思うんですよ。

フランスとドイツが歴史的な和解を遂げたように、必ず、それはできることだと思うんですね。そのときに、逆のことをやっていたら、それは、「あなたがたの先祖がどういうことをなさったのか、よく勉強なさってますか」となってしまう。

すなわち、これが歴史認識ということだと思っただけでも、歴史認識ということ、僕は、韓国ののちに法務大臣になった人からも、日本と韓国の法律家交流の折りに「みなさん、歴史認識が大切ですよ」という抽象的な言葉で言われたことがあります。そこには、重い意味、彼らの民族的な記憶が込められているんだということを、僕たちは忘れることはできないと思うんですね。

つまり、同意を得ていない。同意を得ていないだけども、日本側はそういう文書をつくり、英文もつくって、当時の列強にこれを回して、根回しを進めたんです。

当然湧き上がる抵抗の運動や義兵の蜂起を、武力で片っ端から鎮圧し続ける、明治からずっとそういう繰り返し。その果てに関東大震災があったんだろうと思うんですけども、併合はあったとされたけれども、不当だということなんですよ。

そもそもこれは、国際条約上違法であって、併合は無効だということを認めると言っている人たちがいるわけですね。韓国でもそういう人たちがいっぱいいるわけです。そういうことを求めている知識人たちも、政治家もいるわけですね。そのこと自体を、そもそも日本では知らない。これは、一番根本的な話ですね。

澤藤 日韓併合の効力がないというんですか。

岩上 そうですね。当時でも、条約に調印したらば、当然相手のサインとハンコがなければいけないんだけど、それが

※1 周恩来

1898～1976。中華人民共和国の政治家。中華人民共和国が建国された1949年10月1日以来、死去するまで一貫して政務院総理・國務院総理（首相）を務めた。毛沢東の信任を繋ぎとめ、文化大革命中も失脚しなかったことなどから「不倒翁」（起き上がり小法師）の異名がある。1972年に、日本国首相の田中角栄（当時）と日中共同声明に調印したことも知られている。

ないんです。これは、僕は知らなくて、仰天したんですけれども。

澤藤 知りません。それは知らない。そういう抵抗をしている人たちは、いまもちろん民族の英雄ですよ。安重根^{アンジュングン}のように、伊藤博文を暗殺した人が向こうでは英雄になっている。紙幣に安重根の像が描いてある。こちらでは伊藤博文が千円札になっていた。私も朝鮮や中国に対して、後ろめたさというのがあるんですけど、いま言われたような形で日韓併合がペテンだったというのは、それは初めて聞きましたね。

岩上 そうですか。これはたいへんなことですよ。

梓澤 無効論というのはよく聞きますが、いまのは不成立論ですよ。

岩上 無効論と不成立論はどう違うんですか？

梓澤 不成立論というのは、ハンコを押してない。

澤藤 つまり形式すらない。

梓澤 無効論というのは、仮にあったとしても、それは国際法的に押し付けた形でなされたものとみなされる。

岩上 不当論とは違うんですか？

梓澤 不当論とは違うんです。不当論というのは、有効であつたけれども、政治的に見て、それはおかしいというものです。

岩上 おかしいということですよ。だから、合法だけれども、不当だったというのが村山談話だったわけですね。

岩上 それを指揮したのは三浦梧楼^{ミウゴロウ}ですよ。三浦梧楼という人も長州の人ですよ。

澤藤 長州に恨みがありますね。

岩上 いえいえ、僕は山口県の人に何の恨みもありませんよ。ただ歴史を調べてゆくと、史実を知らないことは怖いことだなと思うのです。

あの当時は、閔妃暗殺も、それから後宮占拠ということもありましたが、まったく表沙汰にならなかったわけじゃないですか。外国人特派員が一部気付いて、記事を書かなければ、何も知らなかったわけですよ。

そんなことをやった三浦梧楼という人は、長州の人で、伊藤博文や山県有朋という人たちとも、深い関わりがありました。特別な任務を負っていましたが、ばれたので、広島に引き揚げさせて、以後、罪問われず、処分なしとなっているわけですよ。

つまりこのような極秘任務は、他の閥の人間には任せられない。やっぱり自分たちが信頼に信頼を重ねている人間でない、この特命は果たせないと思って、やらせたことではないかなというのを、最近知ったんです。

角田房子さんがお書きになった『閔妃暗殺——朝鮮王朝末期の国母』（新潮文庫、一九九三年）という本なんです、これもたいへんな研究だと思えます。

梓澤 いまのは、不成立で存在しないと。

岩上 ここあたり、整理が必要だと思うんですけど、そもそもこうしたものが発掘されて、これまでの前提が、まったく間違ってますよということを言われているという話です。

澤藤 僕も知らない。

岩上 これは、たいへんな内容を含んでると思うんです。だから明治政府から昭和、現代に至るまで徹底的に隠されてきた。このブックレットにも登場する李泰鎮^{イテジン}氏というソウル大学の史学科教授は、二〇〇四年に東京大学駒場キャンパスに招かれ、連続講義を行ない、併合条約には大韓帝国の皇帝の署名がないことを、一次資料に基づいて明らかにしました。『東大生に語った韓国史——韓国植民地支配の合法性を問う』（明石書店、二〇〇六年）という本に講義録がまとめられています。

澤藤 日本がやったことはひどいと思うんですよ。閔妃事件^{ミンピ}というのがありますよ。

岩上 閔妃暗殺ですよ。

澤藤 私には皇室に対する尊敬の念も親愛の情もまったくありませんけれども、例えば、アメリカ軍が皇居の中に押し入って、皇后を暗殺したということになれば、私だって怒りますよ。そういうことを日本が韓国でやったんですね。朝鮮、韓国の人たちを、心底怒らせたんだということは、よくわかっておくべきだと思いますね。

それをより進めた研究が、先ほど名前が出た中塚明さんのお弟子さんにあたる、金文子さんという方が書いた、非常に実証的な研究書『朝鮮王妃殺害——誰が仕組んで、誰が実行したのか』（高文研、二〇〇九年）です。

やっぱり少しずつ、少しずつ研究が進んでいっているわけですね。東学党の乱^{トウガク}と言われる乱に対するものすごい弾圧についても、これまであまり知られてなかった。しかし、特に民間での研究が進むにつれ、近隣諸国で日本が何をしてきたのか明らかになりつつあります。我々日本人こそ、そういった事実を直視しなければなりませんね。

※1 安重根

1879～1910。朝鮮の独立運動家。1905年第二次日韓協約（乙巳〔いっし〕保護条約）の締結による日本の侵略に抗議、愛国啓蒙運動に加わる。1907年ウラジオストクに亡命し、抗日義兵運動を展開。1909年ハルビン駅で伊藤博文を射殺。1910年3月26日処刑された。32歳。黄海道出身。（kotobankより）

※2 閔妃事件

1895年、日本公使三浦梧楼の指揮により日本軍人・大陸浪人らの手で閔妃が殺害された事件。（kotobankより）

※3 三浦梧楼

1847～1926。長門萩藩の奇兵隊出身。累進して陸軍中將となるが山県有朋らと対立して予備役編入。学習院長を経て1895年朝鮮公使となり、閔妃暗殺事件を起こした。後年は政界の黒幕として活動。貴族院議員、枢密顧問官。（kotobankより）

※4 東学党の乱

甲午農民戦争1894年、朝鮮李朝末に起こった東学の信徒を中心とした農民の反乱。鎮圧のため李朝政府は清国に派兵を要請、日本も出兵して乱は鎮圧されたが、日清戦争を誘発する結果を招いた。（kotobankより）